

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

諸塚村まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県東臼杵郡諸塚村

3 地域再生計画の区域

宮崎県東臼杵郡諸塚村の全域

4 地域再生計画の目標

本村は、宮崎県の西北山部に位置し、海岸から約 50 km 隔てた耳川の中上流部に位置し、村の総面積 18,756ha のうち、17,141ha（総面積の 91.93%）が森林であり、周囲を 1,000m 級の急峻な山々に囲まれた村です。

全国的に人口減少が進むなか、本村も昭和 35 年の 8,048 人をピークに減少が進み平成 27 年の国勢調査で 1,739 人、令和 3 年 1 月には 1,584 人と 5 年間で 155 人減少しています。国立社会保障人口問題研究所が平成 30 年に出した推計によると、令和 42 年には 543 人まで減少する見込となっています。

年齢 3 区分別の人口の推移をみると、昭和 40 年から平成 27 年にかけて、年少人口は 2,110 人から 216 人、生産年齢人口は 3,101 人から 817 人にそれぞれ減少する一方、老年人口は 425 人から 706 人と増加しています。

自然動態をみると、平成 10 年以降、死亡者数は横ばいである一方、出生者数が減少しているため、自然減が続いており、平成 30 年には 26 人の自然減となっています。また、合計特殊出生率をみても、平成 20 年～24 年で、1.71 人となっています。

社会動態をみると、主産業である木材や椎茸等の価格が低迷したことによる若者の村外流出等の影響で、転出超過が長年続いていましたが、平成 23 年以降転入者の増加により社会増になる年も見られます。平成 30 年には 26 人の社会減となっています。

人口減少により生じる影響は、多くの分野に及んでおり、産業別人口及び雇用環境を見ると、従業者数は増加しており、人口減少に比して全産業とも現状数字を維持していますが、人手不足を生涯現役の取組みでカバーしていると思われます。木材、椎茸、畜産等の事業量は減少するより増加傾向にあり、これまで家族で支えてきた分を、後継者不足により外部に委託する家庭も増えていきます。

それを担う森林組合作業班や、一般社団法人ウッドピア諸塚の林業従事者は増加傾向にあるがそれに追いついていません。

又、人口の減少とともに高齢化が進むことにより、今まで行われてきた公民館活動（道路の維持管理等の共同作業・スポーツ行事・伝統芸能の継承等）の継続が難しくなってきます。

少子化が進む事により保育園・小学校の統廃合等育環境への影響が懸念されます。

こうした課題に対応するため、本計画期間中、次に掲げる4つの基本目標をもとに事業を展開します。

- ・基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- ・基本目標2 都市部とのつながりをつくり、新しい人の流れをつくる
- ・基本目標3 結婚・子育て・出産の希望をかなえる
- ・基本目標4 人が集う、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	林業分野での新たな雇用の創出	172人	180人	基本目標1
ア	乾椎茸JA販売実績	184百万円	190百万円	基本目標1

ア	産直住宅の供給	438棟	438棟	基本目標 1
ア	特産品加工グループ	6 グループ	6 グループ	基本目標 1
ア	村認定特産品数	0 品	10品	基本目標 1
ア	FSC認証製品数	2 品	5 品	基本目標 1
ア	世界農業遺産ビジネス事業者数	0 事業者	1 事業者	基本目標 1
ア	ネット型流通販売組織数	1 組織	1 組織	基本目標 1
ア	商品券購入世帯割合の増加	48.39%	45.0%	基本目標 1
ア	農業法人（農事組合法人を含む）	1 数	2 数	基本目標 1
ア	農産物JA販売実績	81百万円	85百万円	基本目標 1
ア	畜産JA販売実績	154百万円	150百万円	基本目標 1
ア	造林面積	155ha	140ha	基本目標 1
イ	UIJターン者数	21人/年	35人/年	基本目標 2
イ	ウッドピア諸塚の雇用者数	26人	32人	基本目標 2
イ	特産品加工グループ	6 グループ	8 グループ	基本目標 2
イ	新規農業従事者	3 人	3 人	基本目標 2
イ	新規林業従事者数	3 人	3 人	基本目標 2
イ	情報発信サイト数	3 サイト	2 サイト	基本目標 2
イ	情報サイトアクセス数	75,619回	110,000回	基本目標 2
イ	転入者数 - 転出者数	-40人	-7人	基本目標 2
ウ	出生児	7 人/年	15人/年	基本目標 3
ウ	婚姻率	2.5%	2.5%	基本目標 3
ウ	婚活イベント実施回数	2 事業実績	4 事業実績	基本目標 3
ウ	出生率	4.4%	6.3%	基本目標 3
ウ	次世代再生力	93.4%	100%	基本目標 3
ウ	1歳未満児の保育所数	1 箇所	1 箇所	基本目標 3
エ	自治公民館活動参加世帯の割合	100%	100%	基本目標 4

エ	自治会活動参加率	100%	100%	基本目標 4
エ	村管理道路の延長	709,340m	706,189m	基本目標 4
エ	寿会（老人クラブ）加入率	68.5%	60%	基本目標 4
エ	シルバー人材センター登録 人数	42人	42人	基本目標 4
エ	要介護認定率	14.6%	17.0%	基本目標 4
エ	地域づくり組織体	2団体	5団体	基本目標 4
エ	消防団員数	130人	150人	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

諸塚村まち・ひと・しごと創生推進計画事業

ア 稼ぐ地域を作るとともに、安心して働けるようにする事業

（しごとづくり）

イ 都市部とのつながりをつくり、新しい人の流れをつくる事業

（移住・定住の推進）

ウ 結婚・子育て・出産の希望をかなえる事業

（結婚・出産・子育て支援）

エ 人が集う、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる事業

（むらづくり）

② 事業の内容

ア 稼ぐ地域を作るとともに、安心して働けるようにする事業

（しごとづくり）

諸塚村の特色である複数の農林業の複合経営への支援を引き続き進め、

新しい産業も組み合わせた農林家の新モデルづくりを進めます。あわせて生産だけでなく、販売の観点から品質管理の強化、加工品の展開、及び付加価値の高い林製品の生産を奨励し、6次産業化（素材生産から加工、流通まで一貫した体制づくり）の推進を図り、仕事をつくります。

【具体的な事業】

- ・産業の振興と後継者育成
- ・6次産業化の推進 等

イ 都市部とのつながりをつくり、新しい人の流れをつくる事業

（移住・定住の推進）

これまで進めてきた「人が主役となり、生き甲斐のあるむらづくり」の取り組みに更に磨きを掛けると共に、それに賛同し、一緒に絆の価値創成の森づくりに取り組む人材を誘います。まずは進学や就職で、村外に転出した後継者のUターン促進を図ると共に、Iターン、Jターン者受け入れ体制を整備推進します。

【具体的な事業】

- ・U I Jターンによる、移住定住促進を図る
- ・雇用対策支援
- ・担い手対策支援
- ・住まい環境整備 等

ウ 結婚・子育て・出産の希望をかなえる事業

（結婚・出産・子育て支援）

ひとりひとりを大事にし、それぞれライフステージに応じた結婚・出産・子育て支援を強化します。特に、自然環境と人に恵まれた子育て環境を前面にアピールするとともに、集落や個別の事情に合わせてケアを考え、地域全体で子育て支援に取り組む体制づくりを進めます。

さらに、幼児期に必要な医療や保育のトータルの支援体制を構築するほか、少人数でも中身の充実した教育環境づくりを進めることで、豊かな子育て環境を創出します。

【具体的な事業】

- ・結婚対策に関する事業
- ・誰もが子育てしやすい環境づくり 等

エ 人が集う、安心して暮らせる魅力的な地域をつくる事業 (むらづくり)

自治公民館、及び地域づくりの団体の活動を支援し、地域に誇りを持ち、人が主役となり、生き甲斐のあるむらづくりを進めます。あわせて、むらづくりのリーダーとなる人材並びに経営体の育成、支援することで、自助、互助、共助が連携した地域づくりを進めます。

また、交通、通信等を中心としたインフラや村民福祉、医療、教育の環境を整備し、それを有効活用するソフトの充実を図ります。

【具体的な事業】

- ・交通、通信等のインフラ整備による住みよい村づくり
- ・自治公民館活動への支援事業
- ・将来を担うリーダーの育成 等

※なお、詳細は第2期諸塚村人口ビジョン・総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

100,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年6月執行部と外部有識者で構成する「諸塚村総合戦略推進会議」において、有識者により事業の結果を検証し、改善点を踏まえて必要な見直しを行います。

検証後は速やかに諸塚村のホームページ上で公表します。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで